

令和2年第1回芸西村議会「定例会」議事日程

令和2年3月12日

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 議案第2号 | 村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 |
| 日程第2 | 議案第3号 | 芸西村森林環境譲与税基金条例 |
| 日程第3 | 議案第4号 | 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第5号 | 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第6号 | 芸西村監査委員条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第7号 | 芸西村税条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第8号 | 芸西村農業共同利用ハウス施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例 |
| 日程第8 | 議案第9号 | 芸西村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第10号 | 芸西村営小集落改良住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第11号 | 芸西村特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第12号 | 芸西村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第13号 | 令和元年度芸西村一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第13 | 議案第14号 | 令和元年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第14 | 議案第15号 | 令和元年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第15 | 議案第16号 | 令和元年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議案第17号 | 令和元年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第17 | 議案第18号 | 令和元年度芸西村下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第18 | 議案第19号 | 令和2年度芸西村一般会計予算 |
| 日程第19 | 議案第20号 | 令和2年度芸西村国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第21号 | 令和2年度芸西村介護保険事業特別会計予算 |

- 日程第 21 議案第 22 号 令和 2 年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 22 議案第 23 号 令和 2 年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第 23 議案第 24 号 令和 2 年度芸西村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第 25 号 令和 2 年度芸西村下水道事業特別会計予算
- 日程第 25 議案第 26 号 行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の委託に関する議案
- 日程第 26 議案第 27 号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 27 議案第 28 号 高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について
- 日程第 28 議案第 29 号 高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について
- 日程第 29 議案第 30 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 30 発議第 1 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書
- 日程第 31 発議第 2 号 「桜を見る会」徹底解明を求める意見書
- 日程第 32 閉会中の継続調査の申し出

招集年月日 令和2年3月12日

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前9時00分

応招議員

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	岡村 俊彰	○	2	岡村 興樹	○	3	伊藤 宏	○
4	仙頭 一貴	○	5	宮崎 義明	○	6	安芸友 幸	○
7	小松 康人	○	8	池田 廣	○	9	松坂 充容	○
10	竹内 英樹	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職員	氏名	職員	氏名	職員	氏名
村長	溝渕 孝	副村長	池本 尚彦	教 育 長	池田 美延
監 査 委 員	大野 美智子	総務課長	都築 仁	会計管理者	筒井 義明
健康福祉課長	山本 裕崇	産業振興課長	岡村 昭	土木環境課長	松本 巧
企画振興課長	恒石 浩良	教育次長	佐藤 大輔	総務課長補佐	長崎 寛司
健康福祉課長補佐	池田 加奈	産業振興課長補佐	吉永 卓史	企画振興課長補佐	藤川 薫

※新型コロナウイルスの影響を考慮し、課長クラス以上の出席

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	池田 豪
--------	------

【議事の経過】

令和2年3月12日（木）

[9:00 開会]

《開会》

○ 竹内 英樹 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和2年第1回芸西村議会定例会第2日を開会します。本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《日程第1》

○ 竹内 英樹 議長

日程第1、議案第2号村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第2号は原案のとおり決定しました。

《日程第2》

○ 竹内 英樹 議長

日程第2、議案第3号芸西村森林環境譲与税基金条例を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第3号は原案のとおり決定しました。

《日程第3》

○ 竹内 英樹 議長

日程第3、議案第4号固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第4号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第4号は原案のとおり決定しました。

《日程第4》

- 竹内 英樹 議長
日程第4、議案第5号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第5号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第5号は原案のとおり決定しました。

《日程第5》

- 竹内 英樹 議長
日程第5、議案第6号芸西村監査委員条例の一部を改正する条例を議題にします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第6号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第6号は原案のとおり決定しました。

《日程第6》

- 竹内 英樹 議長
日程第6、議案第7号芸西村税条例等の一部を改正する条例を議題にします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第7号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第7号は原案のとおり決定しました。

《日程第7》

- 竹内 英樹 議長
日程第7、議案第8号芸西村農業共同利用ハウス施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例を議題に
します。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第8号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第8号は原案のとおり決定しました。

《日程第8》

- 竹内 英樹 議長
日程第8、議案第9号芸西村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題にします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第9号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第9号は原案のとおり決定しました。

《日程第9》

- 竹内 英樹 議長
日程第9、議案第10号芸西村営小集落改良住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題に
します。

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第10号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第10号は原案のとおり決定しました。

《日程第10》

- 竹内 英樹 議長
日程第10、議案第11号芸西村特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題にします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第11号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第11号は原案のとおり決定しました。

《日程第11》

- 竹内 英樹 議長
日程第11、議案第12号芸西村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題にします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第12号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第12号は原案のとおり決定しました。

《日程第12》

- 竹内 英樹 議長
日程第12、議案第13号令和元年度芸西村一般会計補正予算（第5号）を議題にします。

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 13 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 13 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 13》

- 竹内 英樹 議長
日程第 13、議案第 14 号令和元年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題にします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 14 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 14 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 14》

- 竹内 英樹 議長
日程第 14、議案第 15 号令和元年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題にします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 15 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 15 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 15》

- 竹内 英樹 議長
日程第 15、議案第 16 号令和元年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算（第 2 号）を議題にします。

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 16 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 16 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 16》

- 竹内 英樹 議長
日程第 16、議案第 17 号令和元年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)を議題にします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 17 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 17 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 17》

- 竹内 英樹 議長
日程第 17、議案第 18 号令和元年度芸西村下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)を議題にします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 18 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 18 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 18》

- 竹内 英樹 議長
日程第 18、議案第 19 号令和 2 年度芸西村一般会計予算を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。4番、仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

おはようございます。4番仙頭です。質疑を1件させていただきます。66ページの企画費、報酬の中の会計年度任用職員報酬という部分ですが、これは前年度までふるさと納税に関わる非常勤の職員さんの手当などが含まれていると思いますが、その内訳をご説明ください。以上です。

○ 竹内 英樹 議長

恒石企画振興課長。

○ 恒石 浩良 企画振興課長

おはようございます。仙頭議員の質疑にお答えしたいと思います。会計年度任用職員報酬の内訳といたしましては、ふるさと納税関係職員分1名、集落活動センター職員分3名、それから地域おこし協力隊関係の職員分1名となっております。

○ 竹内 英樹 議長

4番、仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

再質疑します。ふるさと納税の職員さんも含まれているということですが、今はふるさと納税の内容ではなくてですね、今年度が2名で6億のふるさと納税のあれがあったわけですが、実際、現場というか、その2名で、その事業がまかなえているというふうには思えないです。実際、去年の12月とか、少し現場のほうを見せてもらいましたが、電話対応といい、とても2名でまかないきれいな量ではないというふうに感じました。今年お聞きしたところ、人数の変わりもなく、このような予算を組んでいるので、どうしてこのような現状のままと言いますか、予算を組んだのかということをお聞きします。

○ 恒石 浩良 企画振興課長

仙頭議員の再質疑にお答えします。今年のふるさと納税は、6月に新制度に移行し、認可を得られなかった4自治体に集中していた寄附金が全国の市町村に分散する形となりました。また、高額な返礼品が対象から除外されたことで、寄附額が少額で件数が増加した影響により、年末の繁忙期に特定の返礼品に寄附が集中し、年末年始の事務量が膨大となった経緯がございます。来年度のふるさと納税の見通しは依然不透明であるため、過大積算とならないよう前年度並みの予算を計上しておりますが、これまでの寄附金獲得優先の考え方から本来のふるさと納税のあり方を考える時期に来ていると思われまます。国の推進する働き方改革の状況も踏まえ、職員の健康にも配慮し、改善すべき点は改善し、地域に直接還元できる返礼品作りや、より芸西村をアピールできる方法など創意工夫をしてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○ 竹内 英樹 議長

4番、仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

すみません、再々質疑を、ちょっと村長にお聞きしたいのですが、ふるさと納税は伸びていったほうがいいというふうには私は感じるのですが、先ほど課長からも説明もありましたように、高額な寄附金がなくなれば、数が増えて事務仕事が増えるというのは当然の話で、金額は同じでも全く内容が違くと、事務としての内容が違ふというふうになってきたのが今年度だというふうに思います。公務員の仕事というのは、なかなか目に見えて評価ができるということってないんですけど、このふるさと納税は金額によって、担当者であり担当課が努力して伸ばしていつているというふうに評価ができる事業だというふうにも私は思います。ただ、多忙になって企画課としての通常業務に差し支えが出てきてはいけないと思いましたが、どうして同

じ金額で同じ人数なのかと。新しい部門や、村の魅力を開発していくというのは、別に今始まったことではなくて、前々からそういうふうな方向で事業を進めてきたというふうに思いますが、村長の見解をお聞きます。

○ 竹内 英樹 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。仙頭議員の再々質疑にお答えをしたいと思います。大半は、先ほど担当課長がお答えをしたとおりでございます。特に、年末の担当部署では、想定以上の業務に追われまして、大変多忙な業務実態があったということは事実でございます。新年度当初予算につきましても、所管課とのヒアリングを経まして、過大見積もりとならないように、まずは当初予算として必要最低限の予算計上はしてあるというようなところでございます。ただし、議員ご指摘もございましたように、ふるさと納税制度の運用につきましては、常に見直しや論議があることを踏まえまして、担当職員を増大させてまで、あるいは年末年始に忙殺されて職員の肉体的・精神的な健康を害してまで1円でも寄附を募るというふうな考え方は、必ずしもよしとはしていないというふうなことであります。そういうことを念頭に、制度を生かした村のPRにつきましては、今後も精一杯力を入れてまいりたいと思いますが、業務体制、業務量につきましては、今後も検討を加えてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長
他に質疑はありませんか。9番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

9番松坂です。1点だけ、会計年度任用職員について、村長にお尋ねをします。来年度から会計年度任用職員が臨時職員の処遇改善ということで導入されます。しかし、当村においてはこれまでフルタイムとして雇用されていた臨時職員を7時間雇用に変えて募集をしています。当然、この新年度予算にもその分で予算が組まれていると思います。8時間勤務と比べてどのくらいの減収になるかを、私なりに試算してみると、仮に時給900円とすれば、1週間で900円掛ける5日で4500円。1カ月で4500円掛ける4週で1万8000円の減収になるというふうに思います。年間で、21万なにかしの金額、減収になります。こういうやり方をして村長は職員の処遇改善になると考えるのか、どう考えるのか村長にお尋ねしたいと思います。

○ 竹内 英樹 議長
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

おはようございます。松坂議員の質疑に私のほうから事務的なことにお答えします。会計年度任用職員制度の導入に向けては、現在の臨時・非常勤職員について、従事する業務の性質と業務量を踏まえた勤務時間について各課にヒアリングを行い、フルタイムとすべき標準的な業務量があるかどうか、業務の内容がどうであるかなどの観点から個別に検討を行いました。その結果、事務補助等の職については、基本的には年間を通じてフルタイムからパートタイムに移行すると考えており、1日の勤務時間について7時間程度に短縮される職種もあります。また、総務省マニュアルでは、職の見直しに当たっては、現に存在する職を漫然と存続するのではなく、それぞれの職の必要性を十分に吟味したうえで、適正な人員配置に努めることとされていることも踏まえ、職の内容や標準的な業務量に応じた勤務時間を設定したところであります。このことを踏まえて、個々の職の具体的な職務内容や業務量を調査した結果を基にパートタイムを基本としたものであります。なお、移行に当たっては、事務効率化や業務の見直しなども勘案しながら、個々の職の業務量を確認した結果、職場や担当業務によっては繁忙期とそうでない時期が当然にありますので、事務の平準化を図りながら、基本的にパートタイムで対応可能というふうに見込んでおります。当然、フルタイムでならなければならない業務量や、必要性がある職もあることから、個々の職の設定につきましては、個別に判断し

ていくことになろうかと思えます。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

松坂議員の質疑にお答えいたします。事務的な内容につきましては、先ほど担当課長がお答えをしたとおりでございます。改めて説明するまでもございませぬが、これから始まる制度だというふうなことで、地方公務員法と、地方自治法が改正されて4月から始まるわけですが、これまで臨時いわゆる、また非常勤職員の方々には不安定な雇用だとか、曖昧な評価基準だとか、いろんなさまざまな不安や不満がありまして、そうしたことを基に国において整理が行われたのが、この制度だというふうな認識をしております。基本的には、事務補助職員とか、保育士、看護師、そして地域おこし協力隊、あるいは図書館の職員でありますとか、学校講師などがこの制度へ移行を全体的にはするんだというふうなことで、これまで役所によって非常に処遇がバラバラであったものを是正をしたというふうに捉えております。例えば、ボーナスがある所となない所、採用試験がある所となない所、週4・週5あるいはフルタイム、それについても扱いも全国的にはバラバラであったというふうな、これまではいうふうなことだと認識をしております。中身につきましては、先ほど担当課長が申しあげましたように、本人との面接によりまして、そうした繁忙期でない時とそうでない時、これ当然に仕事ですからありますので、そうしたものを判断をして、基本的にはパートタイムで対応可能というふうなものについては、パートタイムへ移行というふうに判断をしたものでございます。また、事務補助業務等に従事する職につきましては、高知県を始めまして安芸郡の市町村でもパートタイムを基本としておりまして、本村だけが特に異なる扱いをしている現状ではないというふうに認識をしております、以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長
9番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

僕は、だから減らして処遇改善になるかどうかどう考えるのか聞いたんですけど、そのことは全く答えずでした。私の考えでは、仮にボーナスが出て、年間で増えるのは数万から十数万ぐらいだと思います。本当にそれで処遇改善になるのかというのが私の思いです。時間を減らすことで月給が減れば、当然、期末手当の額も減ってくるという仕組みになっています。期末手当がいくら出るかを考えて時間を減らす、年間増額になるような形で時間を減らしているのではないかという思いも私はあります。

そして、村長、先ほど安芸郡とかそろえてやっているんで当村だけではないというふうに言いましたけれども、まさにそれがその制度の本質で、業務の精査でそういうふうなことをしたというふうな言い方もしていますけれども、逆にそろえてやっているということは、まさに1時間減らすということを全県的に横並びで、右にならえてやっているということで、まさに業務を精査したという理屈が後付けの理屈で、本当は財政的理由を、支出を減らすということを基にやっているのではないかということが透けて見えるわけです。そして、それは、役場という圧倒的優位な立場にある人が、そういう地位を利用して7時間募集に変えているということがこの制度の本質であると思えます。そしてそのおかげで、私数人にはちょっと話は聞いているんですけど、7時間になる人とかいろんな人に、やっぱりね、気が付いてないかもしれないですけど、モチベーションは下がっている人もおりますので、そのことも考えてやってほしいと。村の支出が減ったらそれでよしということで、やってはいけない。7時間45分雇用に戻すべきだということを申し上げておきます。

○ 竹内 英樹 議長
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

松坂議員の再質疑にお答えします。繰り返しにはなるんですけども、国のマニュアルには「会計年度任

用職員の職務と類似する職務について従事する常勤職員の属する職務級の初号給の給料月額を基礎として、勤務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべき。」これは金額についての話ですが、とあり近隣市町村とも同様の考え方でありまして、給与報酬額を設定されておりますので、近隣市町村との均衡も一定考慮しながら時間給であるとか、勤務時間であるとかというものを設定をさせていただいております。また、処遇改善につながるかというご質問ですが、今回の制度改正により、任用の適正化がされ臨時的任用職員について要件が厳格化され大部分の職が会計年度任用職員として位置付けられることになったところではあります。本制度の導入に伴い、例えば空白期間が廃止されるであるとか、平等取扱いの原則などの制度の趣旨に沿った任用や勤務条件を確保していると考えており、また1年ごとの任期を設定し、同一の方が再度任用されることも可能とされておりますので、不利益な変更ということには当たらず、制度の趣旨に反するとは考えておりません。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

松坂議員の再質疑にお答えをいたします。多少、だいぶ繰り返しのところですが、また担当課長とも重複する点もありますが、先ほど申し上げましたように、非常に処遇に対して不安定な雇用だとか、曖昧な評価基準だとかいろいろな不安定な要素がこれまでであったということを整理をしたということで、この制度に対する理解と言いますか、考え方というのは各市町村、県が同じものであるというふうに先ほど申し上げました。それから処遇というものは何も賃金だけではございませんので、先ほど課長が申し上げましたように、こうした不安定な処遇の方たちをもっと厳格に分けますよと、いわゆる臨時的任用職員と特別職非常勤職員と会計年度任用職員にこういったものに3つに分けていきますよということ、そして厳格に採用しますよこれからは。それから、自治体ごとにバラバラであったとかということが、そうしたものの曖昧さを少しでもなくしていきますよというふうなところが国の指針の主なところであろうかなというふうには考えておりまして、その特徴としましては、フルタイムと短時間勤務に分かれていくんだと。そして、加えて期末手当の支給があるんだと。その代わりに職員と同じように服務規定が適用されていきますので、懲戒処分の対象にもなっていくんだというところ。後は、休暇とか手当なども常勤職員と同じようなものに近づけていくんだというふうなところがあるかと思えます。そのような私は理解をしております、ちょっと議員がおっしゃいましたようにですね、期末手当を増やして、それに逆算して例えば月ごとのそうした単価的なものを合わせていくのではないのかというようなことの趣旨をおっしゃられましたけれども、そのような趣旨で、またそのような発想で、これまで議会答弁をしてきた経過はないというふうには思っておりますし、議員がそう捉えてらっしゃるとすれば、それはそれぞれ人の受け取り方だとは思いますが、この制度が新年度から円滑に運営をされるように、また努力もしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
9番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

再度質問をしますというか、結局、高市総務大臣は、11月19日の衆議院総務委員会で全国各地で期末手当を出す一方で月給を減らしているという動きがあるがどうなんだという質問に対して、新たに期末手当を支給する一方で給料や報酬を削減することは適当ではないという答弁をしています。そしてこの、その村長が言われた公務員法とかが変わったあの国会の附帯決議でもそういうことが書かれています。ですので、ちょっと国の思いとかとは、ちょっと違うやり方をしているのではないかと私は思います。それと現場においても、高知市で1回総務部長が庁内に出した7時間雇用という通達を、現場の反発で今撤回をしています。だから、現場の声とかも実情もよく考えて対応してもらいたいというふうに思います。村長が言われたように、これはまだ始まってもないので、実態がよく分からないので、私はこれからもちょっと、いろいろな個々の問題も聞いて、また質問していきたいと思えます。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

松坂議員の再々質疑にお答えします。いろいろご指摘いただきました。そういうことは、また念頭に置きまして、今後も務めていきたいと思えます。まず、高市総務大臣のご発言につきましては、逆に捉えれば、私のほうは期末手当の創設と月々の給料を減らすということは連動させて考えるべきではないよというふうには発言されたというふうには捉えておりまして、私の発言と何ら矛盾をしていないじゃないかというふうには私は考えておりますが、先ほどから議員がご懸念をされておりますような、例えば月々の単価等の見直しにつきましては、まだ制度始まっておりませんが、これまでも近隣の市町村等の状況を考慮しながら、その単価水準というものを運用してまいりましたので、今後におきましても必要に応じてそうしたものの状況を精査しながら、単価の見直しチェックなどは行っていきたいというふうには考えております。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長
池本副村長。

○ 池本 尚彦 副村長

すみません。1点だけ言わせてください。松坂議員が申しました、出を減らすことが目的の制度だということに対しまして、そういうことは一切考えておりませんので、1点だけ言わせていただきます。以上です。

○ 竹内 英樹 議長

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第19号は原案のとおり決定しました。

《日程第19》

○ 竹内 英樹 議長

日程第19、議案第20号令和2年度芸西村国民健康保険特別会計予算を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。9番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

9番、松坂です。国保の税収についてお尋ねをします。来年度の当初予算の税収見込みは、1億6336万円余りで今年度の当初予算の1億6964万から628万円の減と見込んでおります。この金額はですね、この3月議会に出されている国保の補正予算の税収1億6564万円よりもまだ低くなっています。228万円減となっています。こういう見通しとなっている根拠を説明してもらいたいと思えます。

○ 竹内 英樹 議長
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

松坂議員から国保税の収入見込みについてのご質疑をいただいています。令和2年度の国保税の収入見込みにつきましては、令和元年度の国保世帯の総所得金額の見込みに税率と収納率を掛け積算をしております。総所得金額については、平成29年度が約11億2700万円、30年度が約10億2900万で約9800万円が減。令和元年度の総所得金額は約9億4800万円で対前年約8000万円の減となっております。令和2年度においても同様の傾向が続くものというふうなことで積算を行っております。原因としましては、主に主産業であります農家の経費が高騰していることが原因というふうに考えられます。また、同様に国保世帯数及び被保険者数についても平成29年度に810世帯1488人だったのに対し、令和元年度については777世帯1413人で世帯数で33世帯、人数で75人の減となっていることも要因というふうに考えています。以上です。

○ 竹内 英樹 議長

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第20号は原案のとおり決定しました。

《日程第20》

○ 竹内 英樹 議長

日程第20、議案第21号令和2年度芸西村介護保険事業特別会計予算を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第21号は原案のとおり決定しました。

《日程第21》

○ 竹内 英樹 議長

日程第21、議案第22号令和2年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 22 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 22 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 22》

- 竹内 英樹 議長
日程第 22、議案第 23 号令和 2 年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算を議題にします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 23 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 23 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 23》

- 竹内 英樹 議長
日程第 23、議案第 24 号令和 2 年度芸西村簡易水道事業特別会計予算を議題にします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 24 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 24 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 24》

- 竹内 英樹 議長
日程第 24、議案第 25 号令和 2 年度芸西村下水道事業特別会計予算を議題にします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 25 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 25 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 25》

- 竹内 英樹 議長
日程第 25、議案第 26 号行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の委託に関する議案を議題にします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 26 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 26 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 26》

- 竹内 英樹 議長
日程第 26、議案第 27 号高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更についてを議題にします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 27 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 27 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 27》

- 竹内 英樹 議長
日程第 27、議案第 28 号高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分についてを議題にします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 28 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 28 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 28》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 28、議案第 29 号高知県市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分についてを議題にします。

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 29 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 29 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 29》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 29、議案第 30 号工事請負契約の変更についてを議題にします。

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 30 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 30 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 30》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 30、発議第 1 号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書を議題にします。

提案者の提案理由の説明を求めます。6 番、安芸友幸君。

○ 安芸友 幸 議員

読み上げまして、提案理由の説明といたします。(発議第 1 号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書を読み上げて説明)

以上です。よろしく申し上げます。

○ 竹内 英樹 議長

説明が終わりましたので、これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから発議第 1 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、発議第 1 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 31》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 31、発議第 2 号「桜を見る会」徹底解明を求める意見書を議題にします。

提案者の提案理由の説明を求めます。9 番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

読み上げまして、提案理由とさせていただきます。(発議第 2 号「桜を見る会」徹底解明を求める意見書を読み上げて説明)

以上です。

○ 竹内 英樹 議長

説明が終わりましたので、これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから発議第 2 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、発議第 2 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 32》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 32、閉会中の継続調査の申し出を議題にします。各常任委員会並びに議会運営委員会から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに、ご異議ありませんか。 [「異議なし」の声]

異議がないようですので、各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

《閉 会》

○ 竹内 英樹 議長

以上をもちまして、本会議に付議された事件は全て終了しました。よって、会議規則第8条の規定により、令和2年第1回芸西村議会定例会を閉会します。

[10:01 閉会]